

令和8年度裾野市農業委員会5月総会 議事録

1. 開催日時 令和8年5月11日(月) 午後1時30分から午後2時15分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
				西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行		
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

3	勝又 直美	9	西島 則夫	須山	中村 偉文		
---	-------	---	-------	----	-------	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 原 義則 書記 勝又元美 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

5	杉山 邦利	6	杉山 利博
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第 4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 報第 5号 民事執行法による競売農地の買受適格者証明願いについて
- (4) 議第 5号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第 6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第 7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和8年度裾野市農業委員会5月総会を開会します。
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、5番 杉山邦利委員、6番 杉山利博委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
 郎氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に
 対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
 番号1

(議案朗読により説明)

議 長 　ただ今の報第3号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま
す。

次に、報第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1

(議案朗読により説明)

議 長 　ただ今の報第4号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま
す。

次に、報第5号 民事執行法による競売農地の買受適格者証明願いについて
番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第5号 民事執行法による競売農地の買受適格者証明願いについて 番号
1～2

(議案朗読により説明)

議 長 　ただ今の報第5号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま
す。

次に、議第5号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第5号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

事務局 　事務局より補足させていただきます。譲受人ですが、新規就農ということで、全協
の資料No.1をご覧ください。

議 長 　続きまして、地区担当委員 7番 鈴木知華委員から議案について説明をお願いし
ます。

地区担当委員 　申請地は市街化区域の農地です。

面積は2筆合計158㎡で、現況は畑です。

渡人は、平成11年、令和6年にそれぞれ相続により申請地を取得しましたが、現在は市外に住んでいます。

受人は、渡人の親族にあたり、申請地の隣に住んでおり、15年以上前から申請地を耕作管理しています。

今回、令和6年の相続のタイミングで、渡人から贈与について相談があり、話がまとまったため申請に至ったものです。

受人は新規就農になりますが、15年以上前から申請地を耕作しており、現状も適切に管理されているため、技術・経験については問題ないと思われま

す。申請地取得後の経営農地は158㎡です。通作にかかる時間は、徒歩1分ほどです。

必要な農機具は所有しており、従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

夫婦で自家消費用の露地野菜、果樹を栽培する予定です。

周辺農地への影響は、特にないかと思われま

議 長 　　ただ今の議第5号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又勝美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地の現況は、休耕地となっています。

渡人は、一筆を昭和39年に交換により取得、もう一筆を昭和42年に相続により取得しました。高齢により現在は施設入所しており、自身での管理が難しい状況にありました。

受人は、全国で太陽光発電事業を行っている法人です。

今回、受人が事業用地を検討する中で、賃借の合意ができたことから申請に至りました。

申請地は、おおむね300m以内に鉄道の駅があることから、第3種農地に該当します。

第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思えます。

建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力接続の手続きも進められています。

また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。

北側・東側は農地、南側は駐車場、西側は道路に接しています。

雨水については、敷地内自然浸透です。申請地内は転圧を行い、隣地への土砂流失を防ぎます。汚水・雑排水はありません。

除草対策については、3月から10月の間で3～4回草刈りを行うとのことです。周囲にはフェンスを設置し、施設に立ち入りができないよう対策します。

また、防音壁の設置にあたっては、日影調査を行い、隣接農地所有者にも説明を行っているとのことです。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今の議第6号 番号1について、質疑等がありましたらお願ひします。

荻田弘明委員 　防音壁を設置するとのことだが、大きな音が上の方に抜ける。住宅に隣接しては
ないが、騒音についてはどのように考えているか。

事務局 　申請書にそういった問題が発生した時は申請者が責任をもって対応することとな
っている。蓄電池設備敷地の転用申請は当市でも初めてであるため、設置後も現場確
認を行い、今後の審査に活かしていきます。

議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願ひします。
それではお諮りします。議第6号 番号1について、本案を原案のとおり許可する
ことに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事
務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局 　　はい。議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 大庭洋行委員から議案について説明をお願
ひします。

地区担当委員 　申請地の現況は休耕地となっています。
借人は、貸人の孫であり、市外の賃貸アパートで暮らしています。
現在のアパートでは手狭のため、住宅の建築を計画し、貸人である祖父に相談した
ところ、申請地の利用について承諾を得ました。

貸人は、複数農地を所有していますが、借人の生活の利便性を考慮し、借人に使用
貸借することで話がまとまり、申請に至ったものです。

申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。

代替性の検討がされているため、立地基準は問題ないと思ひます。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たし
ていると考えられます。

申請地の北側は農地、東側は道路、南側は農地に面しています。

宅地と農地との境には見切りが設置されます。汚水は合併処理浄化槽を経由して西
側道路側溝に放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今の議第6号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第6号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地の現況は、畑となっています。
借人は、貸人の孫であり、市外の賃貸アパートで暮らしています。
結婚して今後の生活設計を整えるため、住宅の建築を計画し、貸人である祖母及び父に相談したところ、申請地の利用について承諾を得ました。
貸人は、複数農地を所有していますが、近隣住人の意向や借人の生活の利便性を考慮し、申請地を貸すことで話がまとまったので、申請に至ったものです。
申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。
代替性の検討がされているため、立地基準は問題ないと思います。
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。
都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。
申請地の北側は宅地、西側は道路、東側・南側は農地に面しています。
宅地と農地との境には見切りが設置されます。汚水は合併処理浄化槽を経由して西側道路側溝に放流します。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 　ただ今の議第6号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第6号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号1

利用権設定地の地目は公簿・現況共に田で、面積は5筆合計7,524㎡です。

貸人は、昭和61年に相続により農地を取得しました。自身での耕作管理が難しく、知り合いに管理を任せていましたが、管理を続けることが難しくなり、返還されたため、保全管理状態でした。

借人は、市内外で約18,000㎡の圃場を甥と家族で露地野菜を栽培しています。

今回、借り人が経営農地拡大の意向があり、貸人に相談したところ、話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

貸付期間は3年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、サトイモ、じゃがいもを栽培する計画です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長

ただ今の議第7号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、ご了承いただきたいと思います。
ではこれをもって令和8年度裾野市農業委員会5月総会を閉会します。

令和8年5月11日 (会議録署名人)

5番署名人

6番署名人

杉山 邦利
杉山 利博